宮城県家畜人工授精の適正化に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号。以下「法」という。)に定めるもののほか、黒毛和種の家畜人工授精の実施に関する事項等を定めることにより、本県における家畜人工授精を適正に管理し、もって県内畜産業の振興に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)家畜人工授精師等家畜人工授精師及び家畜人工授精業務を行う獣医師をいう。
 - (2) 飼養者

家畜人工授精を受ける雌畜の飼養者をいう。

(精液等の確認と証明書の発行)

- **第3条** 家畜人工授精師等は、家畜人工授精を実施した都度、家畜人工授精証明書を発行するものとする。
- 2 家畜人工授精師等と飼養者は、家畜人工授精の際に、家畜人工授精用精液 ストローの印字情報とそれに対応する家畜人工授精用精液証明書(ラベル) の記載内容について確認するものとする。

(家畜人工授精証明書の管理)

第4条 飼養者は、家畜人工授精の情報の正確性を確保するため、発行された 家畜人工授精証明書に記載された内容を確認するとともに、発行された家畜 人工授精証明書を保管・管理するものとする。

(立入検査等)

- **第5条** 県は、家畜人工授精証明書がこの要領に基づき、適切に発行されているか、立入検査等を行い、年1回以上確認するものとする。
- 2 前項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(その他)

第6条 この要領に定めるほか、その他必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。